

新潟市新津美術館 施設利用の手引き

貸し出し施設

○ 市民ギャラリー ○ 野外劇場 ○ レクチャールーム ○ 展示室

【各施設の概要】

(1) 市民ギャラリー / 面積 290 m²

市民ギャラリーは一般の方に営利や商業宣伝の目的以外でギャラリーとして活用していただくための施設です。展示パネルで6つに仕切ることができ、規模にあわせて6分の1利用から全体利用までの6段階でご利用いただけます。

(2) 野外劇場 / 面積 435 m² (舞台 254 m²、客席 181 m²)

観客300名収容可能な扇状の客席と直径10mの円形ステージをもつ野外の円形劇場です。コンサートや演劇、パフォーマンスの舞台として幅広くご利用いただけます。ただし、音響や照明機器類は持ち込みとなります。

(3) レクチャールーム / 面積 110 m²

※スライド・OHP・ビデオ設備有り

レクチャールームは、美術や文化、教養等に関する調査、研究及び普及活動などを目的とした使用に限りご利用いただけます。20～30名程度の会議(テーブル利用)、100名程度(椅子のみ利用)の講演会が可能です。

(4) 展示室 / 展示室1 面積 370 m² 展示壁面延長最大 80m

展示室2 面積 350 m²

※展示パネルの使用により展示壁面延長最大 79m

※固定式展示ケース 28m(展示室2のみ)

天井高 10m、2つの展示室は美術に関する発表や展示等を目的としてご利用いただけます。

【利用単位と利用期間】

(1) 市民ギャラリー

利用は1週間単位で連続2週間を限度とします。(1週間は休館日を除く6日間です)

(2) 野外劇場

1時間単位で利用できます。引き続き利用できる期間は1週間です。

(3) レクチャールーム

1日、午前、午後の区分で利用できます。引き続き利用できる期間は3日間です。

(4) 展示室

展示室1・2とも利用期間は2週間以上4週間以内です。

【利用料金】

(1)市民ギャラリー

区 分	単 位	利 用 料 金	
市民ギャラリー	1 週間につき	6 分の 1 利用	8,000 円
		6 分の 2 利用	15,000 円
		6 分の 3 利用	20,000 円
		6 分の 4 利用	25,000 円
		6 分の 5 利用	30,000 円
		全体利用	35,000 円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の 5 割の額を加算します。

備品

区 分	単 位	利 用 料 金	
展示パネル	1 週間につき	1 枚につき	大 300 円 中 200 円
取付照明器具		1 個につき	300 円

※展示パネル大(幅 6m×高さ 3.73m×厚さ 12cm)

展示パネル中(幅 4.15m×高さ 3.73m×厚さ 12cm)

(2)野外劇場

区 分	単 位		利 用 料 金
野外劇場	午前 9 時～午後 5 時	1 時間につき	500 円
	午後 5 時～午後 9 時	1 時間につき	1,000 円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の 5 割の額を加算します。

(3)レクチャールーム

区 分	単 位	利 用 料 金
レクチャールーム	1 日(午前 10 時～午後 5 時)	6,000 円
	午前(午前 10 時～正午)	2,000 円
	午後(午後 1 時～午後 5 時)	4,000 円

備品

区 分	単 位	利 用 料 金
視聴覚機器設備一式	1 日(午前 10 時～午後 5 時)	3,000 円
	午前(午前 10 時～正午)	1,000 円
	午後(午後 1 時～午後 5 時)	2,000 円

(4)展示室

区 分	単 位	利 用 料 金
展示室 1	1 日	15,000 円
展示室 2	1 日	15,000 円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の 5 割の額を加算します。

備品

区 分	単 位	利 用 料 金	
可動展示パネル	1 日につき	1 枚につき	100 円
取付照明器具		1 個につき	50 円

※可動式展示パネル(幅 1.8m×高さ 2.5m×奥行き 92cm)

エンドパネル(幅 0.92m×高さ 2.443m×厚さ 5cm)

【利用手続き】

(1) 空き状況の確認

- ・ご希望の日時の空き状況をお問い合わせください。

新潟市新津美術館 TEL 0250-25-1300

※新潟市が施設を使用する期間は利用できません。

(2) 仮予約

- ・お問い合わせでご希望の日時が利用可能な場合、当館事務室又は電話で日程を仮予約することができます。
- ・仮予約の受付は、市民ギャラリー、野外劇場、展示室が利用日の 6 ヶ月前の月の初日から、レクチャールームについては利用開始の 2 ヶ月前の月の初日から受け付けます。
- ・ただし、月の 1 日が休館日の場合は翌開館日から受け付けます。(展示替え等で休館日が連続する場合の受付開始日は、当館ウェブサイト等でお知らせします。)
- ・受付時間は、午前 10 時から午後 5 時までです。
- ・来館と電話による仮予約が同時にあった場合、来館を優先し、同時に複数の来館による仮予約があった場合は抽選を行います。

(3) 本予約(利用申請)

- ・1 か月前までに当館事務室にて、「利用申請書」に必要事項を記載し提出してください。
- ・当館ホームページに催しの概要を掲載できますので、ご希望の場合は申し出てください。「展覧会名・日時・主催者・連絡先 TEL 等」が掲載可能です。

(4) 使用料納付

- ・「利用許可書」はお支払後にお渡しします。

(5) 利用の変更・申請取止め

- ・利用許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに「変更申請」を提出し、それに伴い発生する差額をお支払いください。
- ・利用日変更や取止めの場合、原則として使用料の還付はしません。

(6) 利用日

- ・当館の開館時間は 10 時です。それ以前の入館はできません。
- ・追加で設備を使用する必要がある場合は、当日中に利用申請と使用料をお支払いください。
- ・利用終了後は、施設・設備等すべて点検・原状復帰し、担当職員の点検を受けてください。

◎ご利用にあたっての注意事項

【搬入・展示・搬出等】

- (1) 施設の利用時間は午前 10 時～午後 5 時です。(野外劇場は午後 9 時まで利用できます。)
- (2) 許可された利用時間、利用期間には準備及び後片付けに要する時間も含まれます。
(ただし、事故防止のために休館日、利用時間外に搬入出をお願いする場合があります。)
- (3) 美術館の休館日(毎週月曜日、祝日の場合はその翌日)は利用できません。
- (4) 美術館の臨時休館日(展示替え等による休館の場合)は利用できません。
- (5) 危険物や施設を損傷、汚染するおそれがあると当館が判断するものは、展示できません。

- (6) 展示にあたっては、当館にあるフック等備品をご使用ください。それ以外のものをご利用になりたい場合は、事前にご相談ください。
- (7) 搬入、搬出、展示の際は、美術館職員の指示に従ってください。
- (8) 展示に際し、特別の設備をしようとする場合は、事前に許可が必要です。

【守っていただく事項】

- (1) もっぱら営利又は宣伝を目的とした利用はできません。
- (2) 営利目的のための物販はできません。
(行事の実施上必要なパンフレット、図録などは除きます。)
- (3) 施設内での喫煙や火気の使用、特定の場所以外での飲食は禁止です。
- (4) 利用期間中は係員の指示に従い、一般観覧者の迷惑にならないようにお願いします。
- (5) 施設の利用中に備品や器具などに故障や破損が生じたら、すみやかに連絡してください。
- (6) 館内への生花、水などの持ち込みを禁止します。
- (7) 利用期間中における展示品等の管理は利用者が責任をもって行ってください。万一展示品等の破損や紛失が発生しても美術館はいっさい責任を負いません。
- (8) 利用終了後は会場の清掃を行い、原状に回復した上で、美術館職員の点検を受けてください。ゴミは持ち帰っていただきます。
- (9) 利用申込があった区間以外のご利用はできません。

【その他】

- (1) 次の場合は、市民ギャラリーの利用許可を取り消します。
 - ① 展示内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合。
 - ② 美術館の管理上、支障があると認められる場合。
 - ③ 許可を受けた目的以外の目的に利用する場合。又は、第三者に利用させる場合。
 - ④ 偽り、その他不正な手段による利用の許可を受けた場合。
- (2) お申し込みその他については、新津美術館までお問い合わせください。

お申込み・お問合せ

新潟市新津美術館

がわけさわ

〒956-0846 新潟市秋葉区蒲ヶ沢 109-1

TEL: 0250-25-1300

FAX: 0250-25-1303

Email: museum.ni@city.niigata.lg.jp